

令和2年1月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和2年1月定例教育委員会付議議案 目次

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (教職員(小・中学校)の内申について)	1
第1号議案	臼杵市公会堂条例の一部改正について	2
第2号議案	臼杵市学校管理規則の一部改正について	3
第3号議案	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育 委員会規則の整備について	4
第4号議案	臼杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程等の一部改正 等について	7
第5号議案	臼杵市教育支援センター設置要綱等の一部改正について	10
第6号議案	臼杵市社会教育委員の委嘱について	12

第1号議案

臼杵市公会堂条例の一部改正について

臼杵市公会堂条例（平成17年臼杵市条例第67号）の一部改正について、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

令和2年1月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

記

臼杵市公会堂条例の一部改正について（案）

臼杵市公会堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月 日提出

臼杵市長 中野五郎

臼杵市公会堂条例の一部を改正する条例

臼杵市公会堂条例（平成17年臼杵市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「映写機」を「ビデオプロジェクター」に改める。

別表第2の16ミリ映写機の項、8ミリ映写機（視聴覚室）の項、スライド映写機の項及びオーバーヘッド投映機の項を削り、同表中「ビデオプロゼクター」を「ビデオプロジェクター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

近年のデジタル映像関連コンテンツ等の発展やインターネットの普及など情報化の進展により、附属設備等の貸出件数が減少している状況にあり、また老朽化も進んでいることから一部附属設備等の廃止に伴い、条例を改正する必要があるので提出する。

第2号議案

臼杵市学校管理規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

令和2年1月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会規則第1号

臼杵市学校管理規則の一部を改正する規則

臼杵市学校管理規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「8月31日までの42日間」を「8月24日までの35日間」に改め、同項第5号中「1月5日までの12日間」を「1月7日までの14日間」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

教職員の働き方改革及び、令和2年度から小学校外国語活動が教科となることに伴い、授業時数の確保を行うため、夏季休業日の短縮及び冬季休業日の復元を行う必要があるため。

第3号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和2年1月29日提出

臼杵市教育委員会 斎藤 克己

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(臼杵市立学校管理規則の一部改正)

第1条 臼杵市立学校管理規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(栄養職員等)」に改め、同条第1項中「、専門学校栄養職員、主任学校栄養職員」を「栄養教諭」に改め、同条第2項中「専門学校栄養職員、主任学校栄養職員」を「栄養教諭」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「主任学校栄養職員」を「栄養教諭」に改め、「専門的業務」の次に「及び学校における食育指導」を加え、同項を同条第3項とする。

第26条第1項中「及び給食事務職員」を「及びスクールサポートスタッフ」に改め、同条に次の3項を加える。

6 スクールサポートスタッフは、上司の命に従い、教員の業務支援に関する用務に従事する。

7 前各項に規定する職員（次項において「校務職員等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

8 校務職員等の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内とする。

第26条第5項中「給食事務職員」を「校務職員」に改める。

第27条第2項を削る。

(臼杵市立幼稚園管理規則の一部改正)

第2条 臼杵市立幼稚園管理規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第23条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 校務職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。
- 3 校務職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内とする。

(臼杵市社会教育指導員規則の一部改正)

第3条 臼杵市社会教育指導員規則（平成21年臼杵市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

(採用)

第3条 指導員は、次に掲げる条件を満たすもののうちから臼杵市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採用する。

- (1) 健康かつ活動的であること。
- (2) 社会教育に関する経験を有し、又は社会教育に関する識見及び指導技術を身につけていること。
- (3) 住民から信頼される者であること。

(任期)

第4条 指導員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内とする。

(服務)

第5条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

- 2 指導員は、教育委員会が定める業務日誌及び指導日誌等に必要な事項を記録し、教育委員会に報告しなければならない。

第7条を削る。

第8条を第7条とする。

(臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則の一部改正)

第4条 臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則（平成22年臼杵市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「(任命)」を「(採用)」に改め、同条中「任命」を「採用」に改める。

第4条第1項中「任命の日からその年度の終わりまでとする」を「その採用の日から同日の属する会計年度の末日の範囲内とする」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第5条第1項中「非常勤とし、週のうち3日以上勤務するものとする」を「地方公務員法（平成25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする」に改める。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

（臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正）

第5条 臼杵市立学校施設使用条例施行規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号及び様式第2号中「第4条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第3号中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、様式第4号中「第6条関係」を「第5条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、臨時職員及び非常勤職員の取扱い等について定めた教育委員会規則の規定を整備する必要があるので提出する。

第4号議案

臼杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程等の一部改正等について

臼杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程等の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

令和2年1月29日提出

臼杵市教育委員会 斎藤 克己

臼杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程等の一部を改正する等の訓令

(臼杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程の一部改正)

第1条 臼杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」を「「臨時職員」とは、規則第2条の定めるところにより任用される者をいう」に改め、同条各号を削る。

第3条第1項中「臨時的任用職員」を「臨時職員」に改め、同条第2項中「又はパート職員雇入通知書（様式第2号）」を削り、同条第3項中「又はパート職員雇入通知書」を削り、「臨時的任用職員」を「臨時職員」に改め、同条第4項中「臨時的任用職員」を「臨時職員」に改める。

第4条を削る。

第5条第3項中「第3条」を「前条」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「臨時的任用職員」を「臨時職員」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第16条までを削り、第17条を第7条とする。

様式第2号を削る。

様式第3号中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第2号と

し、様式第4号を削る。

(臼杵市立学校職員服務規程の一部改正)

第2条 臼杵市立学校職員服務規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第17条中「職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）は、同法」に改める。

(臼杵市教育委員会事務局一般職の非常勤職員の任用等に関する規程の廃止)

第3条 臼杵市教育委員会事務局一般職の非常勤職員の任用等に関する規程（平成22年臼杵市教育委員会訓令第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、臨時職員及び非常勤職員の取扱い等について定めた教育委員会訓令の規定を整備する必要があるので提出する。

第5号議案

臼杵市教育支援センター設置要綱等の一部改正について

臼杵市教育支援センター設置要綱等の一部を改正する等の告示を次のように定める。

令和2年1月29日提出

臼杵市教育委員会 斎藤 克己

臼杵市教育支援センター設置要綱等の一部を改正する告示

(臼杵市教育支援センター設置要綱の一部改正)

第1条 臼杵市教育支援センター設置要綱（平成29年臼杵市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項を次のように改める。

4 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

第8条に次の1項を加える。

5 指導員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内とする。

(臼杵市小学校外国語活動指導助手派遣事業実施要綱の一部改正)

第2条 臼杵市小学校外国語活動指導助手派遣事業実施要綱（平成24年臼杵市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(任用)」に改め、同条中「委嘱する」を「任命する」に改め、同条第1号中「もの」を「者」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

(臼杵市適応指導教室指導員要綱の廃止)

第3条 臼杵市適応指導教室指導員要綱（平成17年教育委員会告示第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、臨時職員及び非常勤職員の取扱い等について定めた教育委員会告示の規定を整備する必要があるので提出する。

第6号議案

臼杵市社会教育委員の委嘱について

臼杵市社会教育委員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

令和2年1月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

任期途中で所属団体の役員交代が生じ変更の届け出を受けたため、臼杵市社会教育委員を、社会教育法 第15条及び臼杵市社会教育委員条例（平成17年条例第201号）第3条の規定に基づき、令和元年12月1日付けで下記の者に委嘱する。

記

臼杵市民生児童委員協議会代表（家庭教育分野）

（変更前） 羽田 則博

（変更後） 松川 善行

任期 令和元年12月1日～令和3年5月31日
（前委員の残任期間とする）

理 由

任期途中で所属団体の役員変更の届出があったため、新任の役員に対し、社会教育法及び臼杵市社会教育委員条例による委員を委嘱する必要があるため提出する。